

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年5月16日（平成29年（行情）諮問第184号）

答申日：平成29年9月6日（平成29年度（行情）答申第219号）

事件名：「矯正施設における物品販売等の運営業務に係る全国統一取扱物品リストの送付について」（特定刑事施設保有）の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書2（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年11月25日付け高管発第1038号により高松矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、本件対象文書に係る原処分を取り消し、不開示とした部分の開示を命じるとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

ア 処分庁に対し、「矯正施設における物品販売等の運営業務に係る全国統一取扱物品リストの送付について」の開示請求を行ったところ、処分庁は、その内17枚分の商品名等を不開示とする処分を行った。

イ 処分庁は、かかる不開示の理由を、「今後競合他社等が同情報に加工・改善を加えたり、」云々により「（要するに天下り先である独占契約業者の特定事業者が、）競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、」等としている。

ウ しかし、かかる理由は資本主義経済の基本の「全てのディスクリージャーの下での自由市場」を否定し、資本主義経済が善とされていた「神の見えざる手」を全くに働かなくさせるものであり、競争原理を働かなくさせ特定の企業に不当な利益を与え消費者に不当に不利益を被らせるものである為、係る情報の隠蔽で販売業者が得ている利益は「正当な利益」でないことは明らかな為、法5条2号イに該当するとは到底認められないことは明らかである。

また、この様な不当な利益を独占販売により天下り先企業に与え、矯正施設の被収容者（実質的には、被収容者を更生させようと支えて

いる親族等)に不当に不利益を与えていることが違憲とすら言える差別的な違法行為であることは明らかである為、法5条2号の但書きの「人の生活財産を保護するため、公にすることが必要な情報」に該当する開示すべき情報であることも明らかである。

エ 加えて、特定刑事施設で実際に販売されている物品は、不開示とされた情報と同一の情報も開示されており、その中には、例えば「特定製品A」や「特定製品B」等の様にその「商品名」のみならず「メーカー」も分かる様になっている為、判断に整合性を欠き、且つ公にされている情報と見做せる情報であり、また、スーパーやコンビニや通販などを例に取れば明らかな様に、販売している物品は展示(=開示)され社会一般では他社等と比較して選べる様になっており、小売業の慣習法により公にすべき情報である。

オ 一方、不開示とされた頁の隠されていない部分から判明したが、例えば防寒長袖シャツの一番大きいサイズの物を比較した時最も安い物では「1258円」次が「1771円」であるが、特定刑事施設では最も高い「3993円」の物のみしか扱ってなく、他の衣類や日用品も多くが同様であり、且つ、不開示とされた17枚分は、「全国统一取扱物品リスト」部であるが、何故かマスクは「7枚入 270円」(=1枚約39円)と「50枚入, 748円」(=1枚約15円)となっているのに特定刑事施設では「1枚, 108円」のマスクを売っている。これらの不当な事実は不開示とされた部分が開示されればより明らかとなるのである。

カ また、特に中高年以上となって出所する者が大半の長期刑務所の特定刑事施設で、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(人権A規約)7条の「いかなる差別もない同一価値のWORK(=「作業」「労働」)」に対して同一の報酬を与える」義務に背き社会の人が行っている同一の作業に対して1時間当たり最も安い者では「73円」(中位平均でも約22.4円)と最低賃金の657円で働いているとしても受刑者にはその1/90(中位平均でも約1/30)しか支払われない中で、この様に競争原理を働かさせず不当に高い支出を余儀なくさせていることは、この2点の問題が相俟って出所後の生活資金を無い状態にしいわゆる「社会犯罪」(=「貧困犯罪」や「アノミー犯罪」)と呼ばれる類の再犯率を上げておりしかもそれは僅かな金銭の為に安易に凶行に走ることを躊躇わなかった長期刑を言い渡された者の多くは、殺人を伴う再犯率である為、社会の人達の生活・財産・生命を保護する為にも、やはり法5条2号の但書き又は7条の規定上、不開示とした処分が違法であることは明らかである。

キ これらのウ~カで述べた理由から、本件不開示が第一に被収容者及

び被収容者を支えている人の生活や財産を不当に虐げた上での特定の企業に不当な利益を与える為であり、第二に不当な販売実態を隠す為であることは明らかであり、不開示とした処分が違法であることは明らかである。

## (2) 意見書

ア 諮問庁の理由説明書は、明らかに故意に「審査請求書」に対応しておらず、開示すべき理由の主張に反論していない為、私の主張を認めていることが擬制され、不開示を妥当とする理由として明らかに失当である。

イ 不開示とされた商品名等は、同時に開示された特定刑事施設の取扱い物品が記された文書で同一の情報が開示されている為、開示不開示の判断が矛盾しており失当な不開示判断であることは明らかである。

ウ 前述の通り、不開示とされた商品名等は特定の刑務所での取扱い物品としては開示されている為、全国の矯正施設の分も同様に開示請求を行えば、実体的に公にされることが予定されている又は公にされている情報である。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示請求した「平成28年4月28日付け事務連絡「矯正施設における物品販売等の運營業務に係る全国統一取扱物品リストの送付について」（特定刑事施設保有）」（本件対象文書）について、処分庁が、行政文書開示決定通知書をもって、その一部を不開示とする決定（原処分）を行ったものに対するものであり、審査請求人は、不開示理由が不当であると主張して、原処分の取消しを求めていることから、以下、当該不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件対象文書の位置付け等について

(1) 全国の刑事施設、少年院及び少年鑑別所（以下「矯正施設」という。）における物品販売等運營業務（以下「物品販売等業務」という。）については、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）21条2号、少年院法施行規則（平成27年法務省令第30号）43条2号及び少年鑑別所法施行規則（平成27年法務省令第31号）32条2号の規定に基づき、刑事施設の長、少年院の長及び少年鑑別所の長が指定する事業者が矯正施設において行う自弁物品及び差入品の販売業務に加え、庁舎売店・自動販売機等の運營業務及びその他関連業務を総称したものであり、当該業務については、5年おきに法務省矯正局が公募し、応募のあった事業者から選定した特定事業者が実施している。

- (2) 本件対象文書は、以下のとおり構成されている。
- ア 事務連絡文書（以下「本件事務連絡」という。）
  - イ 「全国統一取扱物品の修正について（平成27年11月1日～平成28年5月1日）」と題する表（以下「本件表1」という。）  
平成27年11月1日から平成28年5月1日までの間に特定事業者が取り扱っていた商品に係る通し番号，下記本件表2に対応したページ数，具体的商品名，当該商品に何らかの修正が加えられた箇所，同修正に係る備考が記載されている。
  - ウ 「全国統一取扱物品（平成28年5月1日～）」と題する表（以下「本件表2」という。）  
平成28年5月1日以降において，特定事業者が取り扱っている矯正施設の被収容者，在院者及び在所者が自弁により使用し，又は摂取することができることとされている自弁物品の区分，品名，摘要，男・女・共用の別，摘要ごとの整理番号，具体的商品名及び写真，仕様，メーカー名，販売価格（税込），商品に係る備考が記載されている。
- (3) なお，本件表1及び本件表2については，特定事業者が一覧表としてまとめ，法務省矯正局に提出したものの写しを，同局が特定刑事施設に交付したものである。
- 3 不開示情報該当性について
- (1) 本件事務連絡については，全部開示とされている。
  - (2) 本件表1では，「商品名」欄の記載全てが不開示とされているところ，「商品名」については，当該情報が開示された場合，既に開示されている情報等と併せることにより，特定事業者が取り扱っている具体的な商品名を相当程度特定することが可能となり，特定事業者と競合関係にある他の事業者等にとっては，本件対象文書の情報に加工・改善を加えるなどし，そのノウハウを模倣することで，法務省矯正局が今後行う可能性がある物品販売等業務に係る公募手続（への応募）を容易にすることが可能となり，その結果，特定事業者の公正な競争上の地位及び正当な利益を害するおそれがあると認められることから，当該部分は法5条2号イに該当する。
  - (3) 本件表2では，「商品名」欄及び「メーカー」欄の記載全て（空欄部分を除く。）並びに「仕様」欄及び「備考」欄の記載の一部が不開示とされていることから，以下それぞれの不開示部分について検討する。
    - ア 「商品名」欄及び「メーカー」欄について  
「商品名」欄及び「メーカー」欄の不開示部分については，当該情報が開示された場合，既に開示されている情報等と併せることにより，特定事業者が取り扱っている具体的な商品名を相当程度特定すること

が可能となり、特定事業者と競合関係にある他の事業者等にとっては、本件対象文書の情報に加工・改善を加えるなどし、そのノウハウを模倣することで、法務省矯正局が今後行う可能性がある物品販売等業務に係る公募手続（への応募）を容易にすることが可能となり、その結果、特定事業者の公正な競争上の地位及び正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当する。

イ 「仕様」欄について

「仕様」欄の不開示部分においては、「品名」欄に、①「シャツ」、「パンツ」、「パンティ（ショーツ）」、「生理帯」、「ズボン下」、「スリッパ」及び「ブラジャー」と記載されている各行の製造に関する特定情報、②「化粧石けん」、「洗濯石けん」、「シャンプー」、「リンス」、「整髪料」、「ヘアピン」、「電池」、「シェービングクリーム」、「綿棒」、「クリーム剤」、「化粧水類」、「生理用品」、「便せん」、「エアメール」、「各種ノート」、「けい紙その他の筆記用具」、「インデックス」、「書道・ペン習字用具」、「眼鏡」及び「洗浄剤」と記載されている各行の空欄部分以外の情報、③「歯ブラシ」、「色鉛筆」、「絵画用具」及び「紙めくり用具」と記載されている各行の特定個数に係る情報及び空欄部分以外の情報については、当該情報が開示された場合、既に開示されている情報等と併せることにより、特定事業者が取り扱っている具体的な商品名を相当程度特定することが可能となることから、上記3（3）アと同様の理由により、法5条2号イに該当する。

ウ 「備考」欄について

「備考」欄の不開示部分については、商品の付属品に関する情報及び特定電池に関する情報が記載されている。

（ア）商品の付属品に関する情報について

当該情報が開示された場合、自殺及び逃走その他の異常事態を企図しようとする者にとっては、当該情報を利用して、入手するための効果的な方法等を考案するなどし、その結果、これら異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあり、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、当該部分は法5条4号に該当するほか、これら異常事態の発生を防止するため、特定刑事施設における検査体制の変更を余儀なくされるなど、施設における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号にも該当する。

（イ）特定電池に関する情報について

当該情報が開示された場合、自殺及び逃走その他の異常事態を企図しようとする者及びこれを援助しようとする者にとっては、当該情報を利用して、入手方法について入念な計画を立てることが容易になり、その結果、これら異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあることから、上記3（3）ウ（ア）と同様の理由により、当該部分は法5条4号及び6号に該当する。

- 4 以上のとおり、各不開示部分について、不開示情報該当性が存することは明らかであることから、原処分は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年5月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 同年6月12日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年7月10日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年9月4日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「平成28年4月28日付け事務連絡「矯正施設における物品販売等の運營業務に係る全国統一取扱物品リストの送付について」（特定刑事施設保有）」（文書2）である。処分庁は、本件対象文書について、その一部（以下「本件不開示部分」という。）を法5条2号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、本件不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、不開示理由に法5条4号及び6号を追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の位置付け等について

諮問庁の説明によると、本件対象文書の位置付け等は、おおむね以下のとおりであり、これを覆すに足る事情は認められない。

- (1) 矯正施設における物品販売等業務については、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則21条2号、少年院法施行規則43条2号及び少年鑑別所法施行規則32条2号の規定に基づき、刑事施設の長、少年院の長及び少年鑑別所の長が指定する事業者が矯正施設において行う自弁物品及び差入品の販売業務に加え、庁舎売店・自動販売機等の運營業務及びその他関連業務を総称したものであり、当該業務については、5年おきに法務省矯正局が公募し、応募のあった事業者から選定した特定事業者が実施している。

(2) 本件対象文書は、本件表1及び本件表2から成っており、本件表1には、平成27年11月1日から平成28年5月1日までの間に特定事業者が取り扱っていた商品に係る通し番号、本件表2に対応したページ数、具体的商品名、当該商品に何らかの修正が加えられた箇所、同修正に係る備考が記載されており、本件表2には、平成28年5月1日以降において、特定事業者が取り扱っている矯正施設の被収容者、在院者及び在所者が自弁により使用し、又は摂取することができることとされている自弁物品の区分、品名、摘要、男・女・共用の別、摘要ごとの整理番号、具体的商品名及び写真、仕様、メーカー名、販売価格(税込)並びに商品に係る備考が記載されている。そして、本件表1及び本件表2は、特定事業者が一覧表としてまとめ、法務省矯正局に提出したものの写しを、同局が特定刑事施設に交付したものである。

### 3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件不開示部分は、i)本件表1のうち、「商品名」欄の記載全て、ii)本件表2のうち、「商品名」欄及び「メーカー」欄の記載全て(空欄部分を除く。)並びに「仕様」欄及び「備考」欄の記載の一部であると認められる。

ところで、本件表1で不開示とされた「商品名」欄に記載されている商品名は、本件表2の「商品名」欄に記載されている商品のうち、平成27年11月1日から平成28年5月1日までの間に何らかの修正が加えられた商品に係る商品名であると認められることから、本件不開示部分のうち、「商品名」欄に係る不開示部分については、本件表1及び本件表2の当該欄を併せて判断することとする。

#### (1) 「商品名」欄及び「メーカー」欄について

標記の不開示部分のうち、「商品名」欄には、特定事業者が取り扱っている商品の写真とその商品名が、「メーカー」欄には、当該物品を製造及び販売しているメーカー名がそれぞれ具体的に記載されていると認められる。

そうすると、標記の不開示部分には、これらを公にすることにより、既に開示されている価格等の情報と併せることにより、特定事業者が取り扱っている具体的な商品を相当程度特定することが可能となると認められ、全国の刑事施設における物品販売等事業が、法務省矯正局の公募により選定された事業者によって行われていることに鑑みれば、特定事業者と物品販売等事業の競合関係にある他の事業者等にとっては、標記の不開示部分に記載されている情報に加工・改善を加えるなどし、そのノウハウを模倣することで、法務省矯正局が今後行う可能性がある物品販売等事業に係る公募手続への応募を容易にすることが可能となり、その結果、特定事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが

あると認められる旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、標記の不開示部分については、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 「仕様」欄に係る不開示部分について

本件表2の「仕様」欄のうち、「品名」欄に、①「シャツ」、「パンツ」、「パンティ(ショーツ)」、「生理帯」、「ズボン下」、「スリッパ」及び「ブラジャー」と記載されている各行の製造に関する情報、②「化粧石けん」、「洗濯石けん」、「シャンプー」、「リンス」、「整髪料」、「ヘアピン」、「電池」、「シェービングクリーム」、「歯ブラシ」、「綿棒」、「クリーム剤」、「化粧水類」、「生理用品」、「便せん」、「エアメール」、「色鉛筆」、「各種ノート」、「けい紙その他の筆記用具」、「インデックス」、「書道・ペン習字用具」、「絵画用具」、「紙めくり用具」、「眼鏡」及び「洗浄剤」と記載されている各行の空欄部分以外の情報の記載部分が不開示とされており、これらの不開示部分には、製造に関する特定情報、大きさ、数量、内容量等の当該物品の仕様が具体的に記載されていると認められる。

そうすると、標記の不開示部分については、これらを公にすることにより、既に開示されている価格等の情報と併せることにより、特定事業者が取り扱っている具体的な商品を相当程度特定することが可能となると認められることから、上記(1)と同じ理由により法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 「備考」欄に係る不開示部分について

本件表2の「備考」欄のうち、①「品名」欄が「靴下」と記載されている行の「備考」欄の一部及び②「品名」欄が「電気式カミソリ」と記載されている行の「備考」欄の一部並びに③「品名」欄が「電池」と記載されている「備考」欄の一部に記載された特定電池に関する情報の記載部分が不開示とされていると認められる。

ア 上記①の不開示部分について

標記の不開示部分には、商品の付属品の具体的な取扱いが記載されていると認められるから、これを公にすることにより、自殺及び逃走その他の異常事態を企図しようとする者にとっては、当該情報を利用して、そうした異常事態に用いる物を入手するための効果的な方法等を考案するなどし、その結果、これら異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあり、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、標記の不開示部分については、法5条4号に該当し、



同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 上記②及び③の不開示部分について

標記の不開示部分には、特定電池に関する情報が記載されていると認められるから、その成分等に鑑みれば、これらを公にすることにより、自殺及び逃走その他の異常事態を企図しようとする者及びこれを援助しようとする者にとっては、当該情報を利用して、そうした異常事態に用いる物の入手方法について入念な計画を立てることが容易になり、これら異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあり、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、標記の不開示部分については、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条2号イ及び4号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

## 別紙

- 1 本件開示請求（保有庁は、基本的には処分庁とし、保有していない時は特定刑事施設の保有分とする。）
  - (1) 刑事収容処遇規則 20 条 1 号が規定している物品（特に、「その他の書類」）を具体的に例示している文書  
（上記は、例えば刑事収容処遇法 42 条 1 項 3 号の「信書を発するのに必要な封筒その他の物品」であれば、物品に関する訓令には何ら例示されていませんが、被収容者の外部交通に関する訓令の運用についての記 13 に、「封筒、便せん、はがき、切手、筆記具その他信書の発信に必要な物品」とある為、最低限同通達が該当します。）
  - (2) 各販売業者や食品納入業者（特に特定事業者）が、入札時及び契約時に提示した価格表、及び、同業者の入札や選定の条件・基準並びに契約内容、これらが分かる文書
  - (3) 特定事業者が販売している全物品の現時点での価格、及び、特定刑事施設で販売している同価格、これらが分かる文書
  - (4) 運動後の拭身等（盛夏処遇中に於けるシャワー含む）の実施要領（実施時間帯及び許可時間量等）の定めが分かる文書
  - (5) 特定刑事施設が、上記（4）の内容を職員の印章や署名入りで貴庁や視察委員会や弁護士会等に報告した文書
  - (6) 公文書等の管理に関する法律 4 条の 3 号乃至 5 号の文書の保存期間を定めた文書（「行政文書管理規則」等）の内容が分かる文書
  - (7) 刑事収容処遇法上の不服申立書の作成や提出の受付付ける日及び時間帯を定めた文書（「定めることができる」旨の文書含む）の内容が分かる文書
  - (8) 「刑務官手帳」（メモ等を記入する頁は、適宜、見開きに入る最初や最後の 1, 2 頁又は見開き 2 頁分以外は不要）
  - (9) 国公法 82 条 1 項 1 号が規定する命令に該当する、全ての訓令や規則の規定が分かる文書
  - (10) 国家公務員倫理法の内容が分かる文書
  - (11) 未決被収容者及び女子受刑者に対し、男子受刑者と異なる衛生措置（洗髪機会の増加等）を講じている内容が分かる文書（そうした差別措置が講じられていないのなら、その旨教示願います。）  
（（5）と（8）を除き、以上は全て保有庁の職員が組織的に用いる為に保有している文書の内、同職員が自己の職務の適正さや当為を確認したり視察者や新入職員に業務案内をするのに実務に於いて実際に用いている、「改正等に則って内容を改訂したりした、当該内容が“明確に分かる文書”」が対象であり、原本等ではないです。）

## 2 諮問庁が特定した文書

- 文書1 平成19年6月1日付け達示第50号「被収容者の物品の保管等について」（特定刑事施設保有）
- 文書2 平成28年4月28日付け事務連絡「矯正施設における物品販売等の運營業務に係る全国統一取扱物品リストの送付について」（特定刑事施設保有）（本件対象文書）
- 文書3 平成25年2月28日付け所長指示第9号「被収容者に係る差入れ及び自弁物品等の購入に関する取扱いについて」（特定刑事施設保有）
- 文書4 平成21年11月16日付け処遇首席指示第55号「工場内運動の実施要領等について」（特定刑事施設保有）
- 文書5 平成27年6月11日付け首席指示第64号「工場就業受刑者等に対するシャワーの使用等について」（特定刑事施設保有）
- 文書6 平成27年8月4日付け処遇首席事務連絡「運動場に設置されたミストシャワーの使用について」（特定刑事施設保有）
- 文書7 平成28年6月8日付け達示第7号「被収容者の不服申立てについて」（特定刑事施設保有）
- 文書8 平成24年3月1日付け管区長指示第1号「高松矯正管区標準文書保存期間基準作成要領について」の一部改正について（高松矯正管区保有）
- 文書9 平成25年4月2日付け達示第8号「特定刑事施設における刑務官の職務執行に関する実施細則の制定について」（特定刑事施設保有）